

## 医療施設静態調査についてのお願い

医療施設静態調査につきましては、かねてから多大なる御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

この調査は統計法に基づく基幹統計調査であり、医療施設の分布及び整備の実態を明らかにするとともに、医療施設の診療機能を把握し、医療行政の基礎資料を得ることを目的として、すべての医療施設を対象に3年ごとに実施しております。

本年は調査の実施年に当たり、令和5年10月1日現在で行うことになりました。記入していただいた内容につきましては、かたく秘密を守り、統計を作成する目的以外には使用いたしませんので、ありのままお答えください。

また、記入に際しては本手引を参照のうえ、誤りのないよう記入していただくとともに、記入後は調査票を知事等の定める期限までに管轄の保健所あて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、調査票に漏れや誤りがあった場合には、管轄の保健所より照会させていただく場合があります。

なにかとお忙しいこととは存じますが、この調査の趣旨を御理解いただき、格段の御協力を賜りますようお願いいたします。

厚生労働省政策統括官（統計・情報政策、労使関係担当）

### 調査に関するご質問について

調査に関するお問い合わせのためのコールセンターを設置いたします。

### 【医療施設静態調査コールセンター】



**0120-332-535**

開設期間:8月1日(火)~11月30日(木) (月~金曜日(祝日を除く))

受付時間:午前9時~午後6時

### 【厚生労働省ウェブサイト】

[https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1\\_2023.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1_2023.html)



■医療施設静態調査 オンライン調査の操作方法の動画、マニュアルもご確認いただけます。

### 調査回答方法について

令和5年医療施設静態調査では、回答は①または②のいずれかの方法を任意で選べます。

- ① 「政府統計共同利用システム（オンライン調査システム）」（以下「オンライン調査システム」という。）を利用したExcel形式またはHTML形式のオンライン調査票による提出
- ② 「紙の調査票」による提出

「オンライン調査システム」の利用については、10ページの「オンライン調査（インターネットによる回答）について」をご覧ください。

## 調査事項の記入要領

### 介護老人保健施設等<sup>\*</sup>の医務室、診察室の場合

一般診療業務を主としていない一般診療所で特定の人のために開設されている閉鎖的な一般診療所の場合、該当がない場合は項目全体に×を記入してください。部分的に該当がない箇所は空欄のまま提出してください。

<sup>\*</sup>介護老人保健施設等とは、

- ・特別養護老人ホーム、老人ホーム等介護施設の医務室
- ・会社の医務室
- ・障害者支援施設の医務室、診察室
- ・刑務所の医務室
- ・船内の医務室 等

を含みます。

### 整理番号

オンライン調査で回答する場合の「調査対象者 ID」として使用します。

### (1)施設の所在地、(2)施設名、法人番号

- ◆印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を二重線で消し、訂正内容を余白に記入してください。  
なお、JIS規格第三水準以上の漢字は印字できないため、ひらがな、■、●等で印字されており、旧字体は常用漢字で印字されています。
- ◆電話番号は施設の代表番号を市外局番から正しく記入してください。
- ◆法人番号は、国税庁から指定された番号（13桁）を記入してください。  
個人開設の施設は、記入不要です。

### (4)開設者

- ◆印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を×印で消し、「01」～「26」の該当する番号ひとつを○で囲んでください。

### (5)許可病床数

- 「医療法」の規定により使用許可を受けた病床数を記入してください。無床の場合は「0床」と記入してください。
- 印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を二重線で消し、訂正内容を余白に記入してください。

### (6)社会保険診療等の状況

- 印字されている施設で、印字の情報に誤りがある場合は、誤っている箇所を×印で消し、該当するものを○で囲んでください。

秘

統計法に基づく  
基幹統計調査

医療施設

調査対象者ID 一般診

注：※印の箇所は、記入しないでください。 ↓

※ 整理番号	2	1	3	0	1	0	5	1	6	保 符						
(1) 施設の所在地	〒100-8916 千代田区霞が関1-2-2															
(2) 施設名	厚生労働クリニック															
法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8								
(4) 開設者 あてはまるものひとつに○	<p>01 厚生労働省</p> <p>02 独立行政法人国立病院機構</p> <p>03 国立大学法人</p> <p>04 独立行政法人労働者健康安全機構</p> <p>05 国立高度専門医療研究センター</p> <p>06 独立行政法人地域医療機能推進機構</p> <p>07 その他</p> <p>08 都道府県</p> <p>09 市町村</p> <p>10 地方独立行政法人</p> <p>11 日赤</p> <p>12 済生会</p> <p>13 北海道社会事業協会</p> <p>14 厚生連</p> <p>15 国民健康保険団体連合会</p> <p>16 健康保険組合及びその連合会</p> <p>17 共済組合及びその連合会</p> <p>18 国民健康保険組合</p> <p>19 公益法人</p> <p>20 医療法人</p> <p>21 私立学校法人</p> <p>22 社会福祉法人</p> <p>23 医療生協</p> <p>24 会社</p> <p>25 その他の法人</p> <p>26 個人</p>															
(5) 許可病床数	<table border="1"> <tr> <td>療養病床</td> <td>0 床</td> </tr> <tr> <td>一般病床</td> <td>12 床</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>12 床</td> </tr> </table>										療養病床	0 床	一般病床	12 床	合計	12 床
療養病床	0 床															
一般病床	12 床															
合計	12 床															
(6) 社会保険診療等の状況	いずれかに○															
①	保険医療機関又は保険医															
2	自由診療のみ															

次ページ

# 静態調査 療所票

政府統計コード 9N8L  
パスワード 1abc2DEF  
厚生労働省



(令和5年10月1日現在)

※ 健所 号	1	3	6	4	※ 市区町村 符号	1	3	1	0	1
--------------	---	---	---	---	-----------------	---	---	---	---	---

TEL 0352531111

(3) 休止・休診の状況

1	休止中
2	1年以上休診中
3	1年未満休診中

9	0	1	2	3
---	---	---	---	---

(7) 診療科目  
あてはまるものすべてに○

I	01	内科
	02	呼吸器内科
	03	循環器内科
	04	消化器内科(胃腸内科)
	05	腎臓内科
	06	脳神経内科
	07	糖尿病内科(代謝内科)
	08	血液内科
	09	皮膚科
	10	アレルギー科
	11	リウマチ科
	12	感染症内科
	13	小児科
	14	精神科
	15	心療内科
II	16	外科
	17	呼吸器外科
	18	心臓血管外科
	19	乳腺外科
	20	気管食道外科
	21	消化器外科(胃腸外科)
	22	泌尿器科
	23	肛門外科
	24	脳神経外科
	25	整形外科
	26	形成外科
	27	美容外科
	28	眼科
	29	耳鼻いんこう科
	30	小児外科
	31	産婦人科
	32	産科
	33	婦人科
III	34	リハビリテーション科
	35	放射線科
	36	麻酔科
	37	病理診断科
	38	臨床検査科
	39	救急科
	40	歯科
	41	矯正歯科
	42	小児歯科
43	歯科口腔外科	

(8) 主たる診療科目  
二つ以上の科目を標ぼうしている場合、  
主たる診療科目の番号を「(7) 診療科目」  
からひとつ選んで記入してください。

記入例

0	1
---	---

0	1
---	---

政府統計コード・パスワード

- ◆ オンライン調査で回答する場合に使用します。
- ◆ 政府統計コードはすべての施設で同一です。
- ◆ パスワードは施設ごとに異なったものが印字されています。初回のログイン時にパスワードの変更を求められるため、パスワードポリシーに則った別のパスワードに変更してください。
- ◆ 新しいパスワードは、設定した本人以外は知ることができないため、メモをするなどして、パスワードを大切に保管してください。
- ◆ 次回以降のログイン時には変更後のパスワードを使用してください。
- ◆ パスワードがわからなくなった場合は、初期化するのでコールセンターにご連絡ください。

(3) 休止・休診の状況

- ◆ 「休止」…医療法上の休止届を既に出してある状態です。
- ◆ 「休診」…10月1日現在、休診の状態です。(10月1日がいわゆる診療所の休診日にあたる場合は該当しません。)
- ◆ 「1 休止中」または「2 1年以上休診中」の施設は、「(1)施設の所在地」～「(4)開設者」、「(6)社会保険診療等の状況」、「(7)診療科目」、「(12)期間診療所等」を記入し、それ以外は記入する必要はありません。
- ◆ 「3 1年未満休診中」の施設は、すべての項目について可能な限り記入してください。

(7) 診療科目

- 診療科目について、該当するすべての番号を○で囲んでください。
- ◆ 診療科目の記入の仕方  
該当する診療科目がない場合は、読み替えが可能な最も近い診療科目を選択してください。なお、読み替えが困難な場合は、内科または外科を選択してください。診療科目の読み替えの例については11ページの「(7) 診療科目」の読み替えの例」を参考にしてください。
  - ◆ 「36 麻酔科」とは、医療法の規定により麻酔科の広告の許可を受けている者のいる施設に限ります。

(8) 主たる診療科目

- 「(7) 診療科目」について、2つ以上の診療科目を○で囲んだ場合、主たる診療科目の番号を1つ選び、記入してください。
- 主たる診療科目は、次の優先順位で決めてください。
- 1 科目別患者数の多いもの
  - 2 院長または常勤医師の主たる専門科目  
(非常勤医師のみのときは、管理医師の主たる専門科目)
  - 3 院長が主たる診療科目として判断するもの

シへ続く

(9)診療状況

9月30日24時現在の在院患者数

9月30日の24時現在に在院している患者数について、当日外泊している者も含めた数を記入してください。有床診療所のうち、患者数がない場合は、「0」としてください。

9月中の退院患者数

9月中の退院患者について、入院した日のうちに退院または死亡した患者も含めた延べ数を記入してください。有床診療所のうち、患者数がない場合は、「0」としてください。

9月中の外来患者延数

初診・再診・往診・巡回診療・健康診断等を行い、診療録(カルテ)を作成した者の延数を記入してください。救急患者及び健康診断を行った者も含まれます。

初診の患者の数(再掲)

初診で診療録(カルテ)を作成した外来患者数を記入してください。

◆保険医療機関の場合は初診料を算定した患者数を、自由診療のみの場合は保険診療に準じて患者数を記入します。ただし、保険診療と自由診療が混在している一般診療所においては、人間ドックや健康診断等の場合、患者が初めて当該医療機関に来院したかどうかで判断します。

(10)処方状況等

外来患者への処方数(9月中の延回数)

- ◆9月中の通常の診療時間内に処方した院内処方数及び院外処方箋交付回数を記入してください。
◆1回の処方箋で数枚の処方箋を出しても院外処方箋交付数は1回とします。
◆該当がない場合は「0」を記入してください。

(11)診療所の種類

専門または主として行っている業務について、該当する番号をひとつ〇で囲んでください。

「1 一般診療業務を主とする」には新型コロナワクチン接種会場を含みます。

(12)期間診療所等

該当するすべての番号を〇で囲んでください。
「2 事業所内の診療所」には老人ホーム内の診療所も含みます。

(13)退院調整支援担当者

- ◆常勤・非常勤を問わず記入してください。
◆複数の部門を兼務している場合でも、延べ人数でなく実人数を記入してください。

(14)救急医療体制

救急告示の有無

「救急病院等を定める省令」第2条第1項の規定に基づき、救急診療所としての都道府県知事により告示されている診療所をいいます。

在宅当番医制

休日、夜間の救急患者の診療を確保するため、地区医師会が実施する在宅当番医制に参加している診療所をいいます。

精神科救急医療体制

精神障害者等の緊急受診に対応できる体制を、輪番制等により整えている診療所をいいます。

夜間(深夜も含む)の救急対応

夜間(深夜も含む)の救急対応の状況について1~3のいずれかを〇で囲みます。

夜間に医師がいなくても、呼び出しなどで対応している場合、担当医師以外が対応している場合、電話での応対・指示等で対応している場合、再来の患者のみ対応している場合は、その状況で記入します。

- 1 ほぼ毎日 週6日以上(月に24日以上)

(15)専門外来の設置

該当がない場合は、項目全体に×をつけてください。

- 1 禁煙外来
外来で、禁煙治療を行っている旨を標ぼうしている場合に〇で囲んでください。
2 助産師外来
正常経過の妊産婦の健康診査と保健指導を助産師が自立して行う外来を設置している場合に〇で囲んでください。(標ぼうの有無は問いません。)

Form with multiple tables for (9)診療状況, (10)処方状況等, (11)診療所の種類, (12)期間診療所等, (13)退院調整支援担当者, (14)救急医療体制, (15)専門外来の設置, (16)委託の状況. Includes numerical data and checkboxes.

(17) 表示診療時間の状況

合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。

通常の1週間の診療時間			3	5	0			時間
表示診療時間 通常診療している時間帯すべてに○をつけてください。								
曜日	午前	午後	18時 ～ 19時	19時 ～ 20時	20時 ～ 21時	21時 ～ 22時	22時 以降	
月曜日	○1	○2	○3	4	5	6	7	
火曜日	○1	○2	○3	4	5	6	7	
水曜日	○1	○2	○3	4	5	6	7	
木曜日	○1	2	3	4	5	6	7	
金曜日	○1	○2	○3	4	5	6	7	
土曜日	○1	2	3	4	5	6	7	
日曜日	1	2	3	4	5	6	7	
休日	1	2	3	4	5	6	7	

(17)表示診療時間の状況

通常の1週間の診療時間

◆施設で表示している診療時間について、毎週診療を行っている場合のみ、1週間の表示診療時間の合計を記入してください。不定期で診療を行っている場合は、調査日である10月1日以前の直近の1週間の状況で記入してください。

合計は時間単位とし、01～59分の分単位は全て0.5時間とみなし記入してください。

(例) 1週間の合計が 35時間 → 35.0  
 " 35時間15分 → 35.5  
 " 35時間45分 → 35.5

表示診療時間

通常診療している時間帯すべてを○で囲んでください。  
 (複数の診療科目のうち、1つの科目のみ診療時間が異なる等、特異的な状況ではなく、通常診療している時間を記入してください。)

境界値については、以下のとおりです。  
 18時に診療している場合 → 18時～19時に○  
 19時に診療している場合 → 19時～20時に○  
 20時に診療している場合 → 20時～21時に○  
 21時に診療している場合 → 21時～22時に○

(18) 受動喫煙対策の状況

敷地内を全面禁煙	○1 禁煙にしている 2 禁煙にしていない
特定屋外喫煙場所を設置	1 設置している ○2 設置していない

(18) 受動喫煙対策の状況

「健康増進法」第29条の規定に基づく「受動喫煙対策の状況」について、いずれかひとつを○で囲んでください。

たばこの喫煙環境について記入しますが、たばこは火をつけて喫煙するたばこをいい、いわゆる電子たばこは含みません。

(19) 診療録電子化(電子カルテ)の状況

1 医療機関全体で電子化している	電子化 予定時期	1 令和5年度
○2 医療機関内の一部で電子化している		2 令和6年度
3 今後電子化する予定がある		3 令和7年度
4 電子化する予定なし		4 令和8年度以降

(19)診療録電子化(電子カルテ)の状況

「診療録を電子化している」とは病歴、診療所見等の診療録のすべてまたは一部を電子情報として記録し、データベースとして管理している場合をいいます。

レセプト処理用コンピュータのみ使用している場合は、「診療録を電子化している」には該当しません。

(20) 医療情報の電子化の状況

(19) 診療録電子化(電子カルテ)を「1 電子化している」または「2 一部で電子化している」を選択している場合のみ記入してください。

データの保管を行う場所	あてはまるものすべてに○	
1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	ASP・SaaS(クラウド型)利用の有無	
○2 外部の事業者等に委託して保管		○1 有 2 無
データの利用範囲	いずれかひとつに○	
1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管	他の医療機関等とのネットワークの有無	
○2 他の医療機関等と連携して利用		○1 有 2 無
患者への情報提供の方法	あてはまるものすべてに○	
○1 紙面・フィルム等により情報提供している	SS-MIX標準化ストレージ	
2 電子的方法でデータ自体を提供している		○2 実装していない
3 情報提供していない		

1 医療機関全体で電子化している

医療機関全体で病歴、診療所見等の診療録のすべてを電子化している場合。

2 医療機関内の一部で電子化している

一部の診療科で電子化している場合やすべての診療科で電子化していても、医師の所見の一部を手書きにしている場合。

3 今後電子化する予定がある

電子化予定時期  
 具体的な電子化予定がある場合、該当する番号ひとつを○で囲んでください。

4 電子化する予定なし

電子化予定時期が未定の場合も含まれます。

(20)医療情報の電子化の状況

11ページの「(20)医療情報の電子化の状況」をご覧ください。

(16) 委託の状況

1 実装している	○2 実装していない
----------	------------

(16)委託の状況

給食(患者用)

無床診療所で委託の必要のない場合は、「3 委託していない」を○で囲んでください。無床診療所でも人工透析の患者のための給食を委託している場合は、「1 全部委託」もしくは「2 一部委託」を○で囲んでください。

(21)遠隔医療システムの導入状況

映像を含む患者情報の伝送に基づいて遠隔地等から診断、指示などの医療行為及び医療に関連した行為を行う遠隔医療を実現するための設備や体制のこと。

診断依頼を受けた数   他の医療機関から診断の依頼を受けた場合

診断依頼に出した数   他の医療機関に診断を依頼した場合

(例) 9月中に画像診断をA施設に3件、  
B施設に2件依頼した場合

① 有 → 診断依頼を受けた数 (   施設から 計   件 )  
2 無    診断依頼に出した数 (  2 施設に  計  5 件 )

遠隔在宅診療・療養支援

患者延数

遠隔により在宅診療・在宅療養支援を行った患者数を記入します。  
同一日に複数回行った場合はその回数を記入します。

(22)医療安全体制

責任者

責任者の資格について該当する番号ひとつを○囲んでください。

(23)在宅医療サービスの実施状況

該当がない場合は、項目全体に×をつけてください。

医療保険等による在宅サービス

- ◆診療報酬点数表に定められたサービス、若しくは同等のサービスも含まれます。
- ◆01～09の在宅サービスを実施していなくても、その他の在宅サービスを実施している場合は、「1 実施している」としてください。
- ◆実施件数には、併設施設により実施されたサービスは含みません。
- ◆在宅看取り  
患家において、死亡診断を行った件数を計上してください。

介護保険による在宅サービス

介護報酬単位表に定められたサービスを提供した件数を記入します。  
地域密着型サービス、介護予防サービスの件数も含めて計上してください。

在宅療養支援診療所の届出

在宅療養支援診療所の施設基準を満たすものをいいます。

連携保険医療機関等の数

連携している保険医療機関若しくは訪問看護ステーションの施設数の合計を、**自施設も含めて記入してください。連携する保険医療機関がない場合には、「1」と記入してください。**

受け持つ在宅療養患者の数

10月1日午前0時現在の、受け持っている在宅療養患者の数を記入してください。

(21) 遠隔医療システムの導入状況 施設数には9月中の実施設数を、  
件数には9月中の延件数を記入してください。

遠隔画像診断  
① 有 → 診断依頼を受けた数 (   施設から 計   件 )  
2 無    診断依頼に出した数 (  2 施設に  計  5 件 )

遠隔病理診断  
1 有 → 診断依頼を受けた数 (   施設から 計   件 )  
② 無    診断依頼に出した数 (   施設に  計   件 )

遠隔在宅診療・療養支援 ① 有 → 患者延数 (  5 )  
2 無

(22) 医療安全体制 各項目について、あてはまるものひとつに○

	医師	歯科 医師	薬剤師	看護師	診療 放射線 技師	臨床 検査 技師	臨床 工学 技士
医療安全体制(全般)の責任者	①	2	3	4	5	6	7
院内感染防止対策の責任者	①	2	3	4	5	6	7
医療機器安全管理責任者	①	2	3	4	5	6	7
医薬品安全管理責任者	①	2	3	4			
医療放射線安全管理の責任者	①	2			5		

(23) 在宅医療サービスの実施状況 併設施設によるサービスを除く  
実施の有無に○をつけ、9月中の件数を記入してください。

医療保険等による在宅サービス ① 実施している  
2 実施していない

往診	01	
在宅患者訪問診療	02	
歯科訪問診療	03	
救急搬送診療	04	
在宅患者訪問看護・指導	05	
精神科在宅患者訪問看護・指導	06	
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理	07	
訪問看護ステーションへの指示書の交付	08	
在宅看取り	09	

介護保険による在宅サービス ① 実施している  
2 実施していない

居宅療養管理指導(介護予防サービスを含む)	10	
訪問看護(介護予防サービスを含む)	11	
訪問リハビリテーション(介護予防サービスを含む)	12	

在宅療養支援診療所の届出 いずれかに○ 施設数には自施設を含む。

① 有 → 連携保険医療機関等の数 (  4 施設 )  
受け持つ在宅療養患者の数 (  2 人 )  
2 無

		(24) 検査等の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
		*患者数には手術に伴うものを含む。			
1	件	骨塩定量測定	01	12	人
		気管支内視鏡検査*	02		人
2	件	上部消化管内視鏡検査*	03	15	人
		大腸内視鏡検査*	04	3	人
		血管連続撮影	05		人
		DSA(再掲)	06		人
		循環器DR(再掲)	07		人
		マンモグラフィ	08		人
		RI検査(シンチグラム)	09		人
		SPECT(再掲)	10		人
		PET	11		人
		PETCT	12		人
		マルチスライス	13		人
		64列以上	14		人
		16列以上64列未満	15		人
		4列以上16列未満	16		人
		4列未満	17		人
		その他	18		人
		MRI	19		人
		3.0テスラ以上	20		人
		1.5テスラ以上3.0テスラ未満	21		人
		1.5テスラ未満	22		人
		3D画像処理			人
		冠動脈CT・心臓MRI(再掲)			人
		(25) 手術等の実施状況		9月中の実施件数	装置の台数
3	件				
20	件	悪性腫瘍手術	1		件
		外来化学療法	2	4	件
1	件	人工透析	3	10	件
		分娩(正常分娩を含む)	4	10	件
		帝王切開娩出術(再掲)	5	2	件
		帝王切開を除く無痛分娩(再掲)	6		件
3	件	分娩の取扱	小数点以下第2位四捨五入		
		① 取り扱っている	担当医師数(常勤換算)	1	0
			担当助産師数(常勤換算)		
			院内助産所の有無	1	有
		② 取り扱っていない			無
3	件				
		(26) 放射線治療の実施状況		9月中の患者数	装置の台数
		患者数は、照射録の枚数又は検査伝票を元に記入してください。			
		放射線治療(体外照射)	1		人
		ガンマナイフ・サイバーナイフ(再掲)			人
		放射線治療(腔内・組織内照射)	3		人

(24)検査等の実施状況

該当がない場合は、項目全体に×をつけてください。

9月中の患者数

診療報酬上の算定をした患者数を計上してください。(診療報酬の請求をしていない施設においても、同等の検査を実施した場合は計上してください。)

装置の台数

10月1日午前0時現在の装置の台数を記入します。装置の台数には、レンタルやリースも含みます。また、一つの機器で複数の機能を持つ場合は、機能別に各々の台数に計上してください。  
 なお、装置を保有していても9月中に検査を実施していない場合は、患者数欄に「0」と記入してください。

(25)手術等の実施状況

該当がない場合は、項目全体に×をつけてください。

9月中の実施件数

◆各手術の実施件数を記入してください。1人の患者が9月中に手術と再手術を行った場合は、その合計実施件数を記入してください。(院外医師が行った場合も含みます。ただし、手術のみを他の施設に委託した場合は含みません。)

(外来化学療法)

外来患者に対し、悪性腫瘍の治療を目的とした抗腫瘍薬等の投与を行う場合をいいます。

(人工透析装置の台数)

レンタルやリースのものも含みます。  
 なお、装置を保有していても9月中に実施件数がない場合は、実施件数欄に「0」と記入してください。

分娩の取扱

9月中に分娩件数がない場合でも、分娩を取り扱っている場合は、「1 取り扱っている」を○で囲み、実施件数欄に「0」と記入してください。

担当医師数(常勤換算)、担当助産師数(常勤換算)

10月1日24時現在に在籍する人数を記入してください。  
 分娩に携わっている医師、助産師について、常勤換算した人数を記入してください。  
 実際に分娩のなかった場合でも、分娩に対応するために配置している者について算出してください。  
 常勤換算等については8ページを参考にしてください。

院内助産所の有無

緊急時の対応ができる医療機関等において、正常経過の妊産婦のケア及び助産を助産師が自立して行うものを設置している場合、「1有」としてください。

(26)放射線治療の実施状況

該当がない場合は、項目全体に×をつけてください。

9月中の患者数

治療の対象となる疾患に対して、初期の目標を達成するまでに行う一連の治療については、1人として計上してください。

装置の台数

10月1日午前0時現在に保有している装置の台数を記入します。一つの機器で複数の機能を持つ場合は、機能別に各々の台数に計上してください。装置を保有していても9月中に患者数がない場合、患者数は「0」と記入してください。

(該当のない調査項目の記入例)

項目全体に×をつけてください。

裏面へ続く

**(27)従事者数**

該当する職種がない欄は空欄としてください。

**医師、歯科医師**

「常勤」従事者の実人員、「非常勤」従事者の常勤換算した人数別に記入してください。

**保健師、助産師、看護師、准看護師**

「常勤」と「非常勤」従事者の実人員と、常勤換算した人数を記入してください。

**保育士**

保育士の資格を有し、子どもの患者に対するケアを行う保育士について、常勤換算した人数を記入してください。

**従事者数について**

従事者数欄には、有給・無給を問わず 10 月 1 日 24 時現在に当該医療施設に在籍する者を計上します。

- ① 10 月 1 日の欠勤者であっても在籍している人員について計上します。  
 なお、10 月 1 日の採用者は計上しますが、退職者は計上しません。
- ② 施設が直接雇い入れた者、派遣労働者、出向者、一般の従事者と同様の勤務状況にある家族従事者を含みます。
- ③ 業務請負の労働者、ボランティアは対象外とします。
- ④ 10 月 1 日 24 時現在、当該医療施設に勤務していない者で、長期にわたって勤務していない者（3カ月を超える者。予定者を含む。）については、計上しません。  
 ただし、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）で定める産前・産後休業（産前 6 週間・産後 8 週間）並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号）で定める育児休業及び介護休業を取得している者については、計上します。
- ⑤ 休業中の者に代替者がいる場合は、代替の者を計上します。



**常勤換算の算出方法**

1 週間の勤務時間を、その施設で定めた 1 週間の勤務時間で割り、小数点以下第 2 位を四捨五入します。

(例) 1 週間の勤務時間が 40 時間の施設で、週 2 日、各日 8 時間勤務の場合

$$\frac{8 \text{ 時間} \times 2 \text{ 日}}{40 \text{ 時間}} = 0.4 \text{ 人}$$

- (1) 施設で定める 1 週間の勤務時間が 32 時間未満の場合、32 時間として計算してください。
- (2) 勤務時間が 1 週間サイクルでない場合は、所要の調整をしてください。  
 (月 1 回の勤務サイクルである場合は、1/4 を乗じる、など)
- (3) 1 人の従事者について、算出した数値が、1.0 を超える場合は、「1. 0 人」、0.1 に満たない場合は「0. 1 人」として計算してください。

(27) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。				「非常勤」 常勤換算 (小数点)
職	種	「常勤」従事者の 実人員				
01	医師				2	人
02	歯科医師					人

職	種	「常勤」と「非常勤」 従事者の実人員				「常勤」 従事者 (小数点)
03	薬剤師					
04	保健師					人
05	助産師					人
06	看護師				3	人
07	准看護師				1	人
08	看護業務補助者					
09	理学療法士(PT)					
10	作業療法士(OT)					
11	視能訓練士					
12	言語聴覚士					
13	義肢装具士					
14	歯科衛生士					
15	歯科技工士					
16	診療放射線技師					
17	診療エックス線技師					
18	臨床検査技師					
19	衛生検査技師					
20	臨床工学士					
21	あん摩マッサージ指圧師					
22	柔道整復師					
23	管理栄養士					
24	栄養士					
25	精神保健福祉士					
26	社会福祉士					
27	介護福祉士					
28	保育士					
29	公認心理師					
30	救急救命士					
31	その他の技術員					
32	医療社会事業従事者					
33	事務職員					
34	その他の職員					

記入者
(所 属) <b>厚生労働クリニック事務職員</b>
(氏 名) <b>厚 旁 二 郎</b>

ご協力ありが

(注)

1) 一般診療所の本来業務に従事している人数のみを計上してください。  
(老人ホーム等併設施設の職員は含みません。)

2) 雇用形態にかかわらず、医療機関が定める1週間の勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務している場合は「常勤」、勤務していない場合は「非常勤」としてください。

3) 常勤換算については、下記の計算式により常勤換算数を計算し、それぞれの欄に記入してください。  
小数点以下第2位を四捨五入して小数点以下第1位まで計上してください。

得られた結果が0.1に満たない場合は「0.1」と計上してください。  
常勤換算は「0.1」「1.0」等「0」を省略せずに記入してください。

$$\text{常勤換算数} = \frac{\text{従事者の1週間の勤務延時間数(残業は除く)}}{\text{医療機関において常勤の従事者が勤務すべき1週間の時間数(所定労働時間)}}$$

※ 1週間の時間数が32時間を下回る場合は分母を32時間としてください。

常勤換算の詳細は「調査の手引き」を参照してください。

4) 「01 医師」、「02 歯科医師」は「常勤」のみの実人員及び「非常勤」のみの常勤換算をそれぞれ記入してください。

5) 「04 保健師」、「05 助産師」、「06 看護師」、「07 准看護師」は「常勤」・「非常勤」を合計した実人員及び「常勤」・「非常勤」を合計した常勤換算をそれぞれ記入してください。  
実人員、常勤換算のどちらか一方が空欄ということはありません。  
また、実人員 ≥ 常勤換算となるように記入してください。

6) 「28 保育士」は子どもの患者に対するケアを行う保育士を記入してください。  
なお、院内保育所に勤務している保育士は含みません。

記入者(所属)(氏名)

後日、調査事項について照会する場合がございますので、調査票に記入した方の所属、氏名を必ず記入してください。

備考

ありがとうございました

## オンライン調査（インターネットによる回答）について

令和5年9月中旬よりログインできます。なお、オンライン調査システムを利用した場合、未使用の紙の調査票は、貴施設において廃棄してください。

オンライン調査に関する詳細は、各種マニュアルを厚生労働省ウェブサイトまたは政府統計オンライン調査総合窓口の調査票の一覧に掲載しておりますので、ご参照ください。入力始める前に「令和5年医療施設静態調査（一般診療所票）オンライン調査 利用ガイド」を必ずお読みください。

※ 令和5年5月1日以降に開設した一般診療所については、オンライン調査は利用できません。

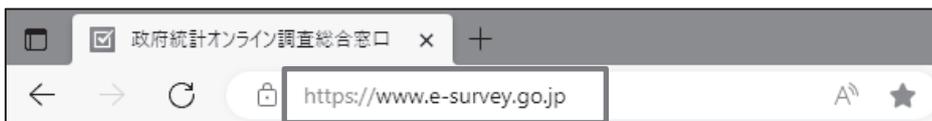
オンライン調査に関する各種マニュアルの掲載場所：

厚生労働省ホームページ (<https://www.mhlw.go.jp/>)

- 統計情報・白書
- 各種統計調査
- 厚生労働統計一覧
- 2. 保健衛生
- 医療施設調査
- 「令和5年医療施設静態調査にご協力ください」  
([https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1\\_2023.html](https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/79-1_2023.html))

## 【政府統計オンライン調査総合窓口への接続方法】

インターネットを起動し、アドレス（URL）に<https://www.e-survey.go.jp/> を入力します。



詳細は、同封のリーフレット「オンライン調査システムをご利用ください」の「1 政府統計オンライン調査総合窓口へのアクセス・ログイン」をご覧ください。

オンライン調査票のExcel形式は、Excel for Microsoft 365及びMicrosoft Office Excel 2016以上のバージョンに対応しています。また、Excel互換ソフトはご利用いただけません。

## 紙の調査票の記入上の注意

- 1 記入文字は、黒ボールペン（消せるボールペン不可）を使って、楷書ではっきりと丁寧に記入してください。記入を訂正する場合は、**誤っている箇所を二重線で消し、余白に記入してください。特に回答欄外に記入する場合は、矢印を引いてください。**

(27) 従事者数		10月1日現在の数を記入してください。				
職 種	[常勤]従事者の 実人員	[非常勤]従事者の 常勤換算した人数 (小数点以下第2位四捨五入)			人	
		人	人	人		小数点
01 医師				2	0	人
02 歯科医師				1	0	人

- 2 (1)施設の所在地、(2)施設名、(4)開設者、(5)許可病床数、(6)社会保険診療等の状況 が印字されている施設で、**印字の情報に誤りがある場合は、赤ボールペン（消せるボールペン不可）を使って、下記の方法により訂正をお願いします。**

・文字または数字が印字されている項目の修正方法

(1) 施設の所在地	〒100-8916	1-2-2
	千代田区霞が関	1-3-2

誤っている箇所を二重線で消し、訂正内容を余白に記入してください。

・番号に○がついている項目の修正方法

(4) 開設者	あてはまるものひとつに○
<input checked="" type="radio"/> 01 厚生労働省	
<input type="radio"/> 02 独立行政法人国立病院機構	
<input type="radio"/> 03 国立大学法人	

○のついている箇所を×印で消し、正しい番号を○で囲んでください。

## 「(7)診療科目」の読み替えの例

(7)診療科目	具体例 (*印は平成20年3月以前の診療科目)
01内科	腫瘍内科、漢方内科、老年内科など
02呼吸器内科	呼吸器科*
03循環器内科	循環器科*、心臓内科、内科（循環器）
04消化器内科（胃腸内科）	消化器科（胃腸科）*
05腎臓内科	人工透析内科
06脳神経内科	神経内科
07糖尿病内科（代謝内科）	糖尿病内科、内分泌内科、脂質代謝内科
08血液内科	内科（骨髄移植）
:	
10アレルギー科	アレルギー疾患内科
:	
12感染症内科	性病科*、性感染症内科、内科（感染症）
13小児科	小児科（新生児）
14精神科	神経科*、児童精神科、老年精神科
15心療内科	神経科*
16外科	腫瘍外科、移植外科、外科（がん）など
:	
18心臓血管外科	心臓外科
:	
20気管食道外科	気管食道科*、食道外科
21消化器外科（胃腸外科）	胃外科、大腸外科
22泌尿器科	男性泌尿器科
23肛門外科	こう門科*
:	
28眼科	小児眼科
29耳鼻いんこう科	小児耳鼻いんこう科
:	
31産婦人科	産婦人科（生殖医療）
:	
35放射線科	放射線治療科、放射線診断科

## (20)医療情報の電子化の状況

この項目は、(19)診療録（カルテ）を「1 電子化している」または「2 一部で電子化している」場合のみ記入します。

【データの保管を行う場所】あてはまるもの全てを○で囲んでください。

### 1 医療機関内にあるサーバ機器等で保管

地域の医療機関または同一法人内の医療機関等と共有してデータを保管している場合や、医療機関以外に画像センターや検査センター等と共有してデータを保管している場合も含まれます。

### 2 外部の事業者へ委託して保管

基本的に医療機関内にデータを保管しているが、バックアップデータを外部の事業者へ委託して保管している場合や、外部の事業者へデータの保管を委託し、サーバ機器等が診療所内に設置されている場合も含まれます。

### ASP・SaaS（クラウド型）利用の有無

ASP（Application Service Provider）とSaaS（Software as a Service）は、ともにネットワークを通じてアプリケーションやサービスを提供するものであり、「クラウド（型）」と呼ばれることもあります。

- 1 有 基本的に医療機関内にデータを保管しているが、バックアップデータの保管のためにASP・SaaSを利用している場合も含まれます。
- 2 無 ASP・SaaSを全く利用していない場合。

【データの利用範囲】いずれかひとつを○で囲んでください。

1 医療機関内のみで利用

医療機関内のみで活用しており、他の医療機関等に電子的な方法でデータ提供を行っていない。  
医療機関とは当該調査票を記入している施設のみをいい、同一法人の他施設は含みません。

2 他の医療機関等と連携して利用

他の医療機関等に電子的な方法でデータ提供を行っている。

他の医療機関等とは当該調査票を記入している施設以外をいいます。（画像センターや検査センター等と連携して利用している場合も含まれます。）

【他の医療機関等とのネットワークの有無】いずれかひとつを○で囲んでください。

1 有 彼の医療機関等と電子的なネットワークを構築し、患者の診療情報等を電子的な方法でデータ提供している。

2 無 彼の医療機関等との電子的なネットワークは構築していないが、CD-R等の可搬媒体を用いて患者の診療情報等を電子的な方法でデータ提供している。

【患者への情報提供の方法】あてはまるものすべてを○で囲んでください。

インフォームドコンセント、他施設への紹介等、患者への治療方針の説明などに活用している場合や、患者がID、パスワードを用い外部からアクセスし、患者自身の診療録の閲覧を可能とするなど、何らかの形での情報提供が行われている場合、あてはまるものすべてを○で囲みます。

情報提供の内容としては、検査結果、投薬の状況等が該当し、予約状況の情報は含みません。

1 紙面・フィルム等により情報提供している

紙の診療情報等をスキャンデータやPDF等に行っているなど、他の医療情報システム上にデータとして取り込めないものを含みます。

2 電子的な方法でデータ自体を提供している

CD-Rやオンライン等でデータを提供しており、他の医療情報システム上でデータとして取り込めるものをいいます。

【SS-MIX 標準化ストレージ】いずれかひとつを○で囲んでください。

厚生労働省電子的診療情報交換推進事業（2006年度）で提唱された、電子カルテ等の医療情報システムで発生する診療情報を交換・共有するために標準的な形式やコードで蓄積するもの。

診療情報の継続性確保や地域医療連携の実現、バックアップ情報としての活用が想定されます。なお、2012年に制定されたSS-MIX2も含まれます。

1 実装している

医療情報システムに装備されている場合の他に、外付けで実装している場合も含まれます。

SS-MIX及びSS-MIX2を利用してデータを蓄積している等活用状況については問いません。

## よくある質問 Q&A

Q. 調査票はいつまでどこに提出すればいいですか。

A. 管轄の保健所あてご提出ください。また、提出期限は令和5年10月末日までの都道府県知事、保健所を設置する市の市長または特別区の区長が定める日となりますので、管轄の保健所にお尋ねください。

Q. 調査に答えなくてもいいですか。

A. 医療施設調査は、国勢調査などと同様に「統計法」という法律に基づいて国が実施する基幹統計調査です。このため、調査対象の医療施設には報告義務（拒否や虚偽の報告をしてはいけないこと）が課せられております。

医療施設静態調査は、医療制度改革のための基礎資料や診療報酬改定のための基礎資料等として幅広く利用されています。調査票には漏れなく正確な記入をお願いいたします。

## 調査結果

調査結果の概要については、厚生労働省ウェブサイト

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/79-1a.html> に掲載しております。